

鳥取県告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年1月16日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 地域でくらす会 理事長 井上 徹	米子市内町 122	ヘルパーステーションいくのさん家	鳥取市商栄町251 -4	訪問介護	平成20年12月31日